

令和6年6月1日現在の障害者雇用率について

1 主旨

令和6年6月1日現在の障害者雇用率について、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、取りまとめたので報告する。

2 令和6年6月1日現在の区全体 障害者雇用率

	令和6年度	(参考)令和5年度
雇用障害者数	181.5人(実数160人)	180.5人(実数159人)
雇用率	2.64%	2.65%
法定雇用率	2.80%	2.60%

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、令和3年6月30日付で地方公共団体の機関にかかる特例が認定されたため、区長部局と行政委員会等(区教育委員会、区議会、区選挙管理委員会、区監査委員)を同一の機関と見なし、区全体として障害者雇用率制度が適用される。

3 令和6年6月1日現在の法定雇用率の充足に必要な雇用障害者数

必要な雇用障害者数	192.5人(実数171人)
充足に必要な人数	11人(実数11人)
充足した場合の雇用率	2.80%

障害者の雇用障害者数へのカウントについては、障害種別や任用形態等により0.5倍~2倍にカウントしているが、上記充足に必要な人数については、1倍にカウントする障害者を雇用し、その職員全員が雇用率の算定に同意した場合を想定する。

4 法定雇用率未達成の主な原因

令和6年度当初には法定雇用率達成の見込みであったが、想定を上回る退職者及び採用辞退者の発生により、雇用率が未達成となった。

5 法定雇用率達成に向けた今後の取組みについて

これまでの特別区統一試験や会計年度任用職員による採用だけでなく、新たな方法による確保に努める。具体的には、障害のある職員の技能系職種での新たな採用、令和6年4月より雇用率への算定が認められた短時間の所定労働時間週10時間以上の会計年度任用職員の採用拡充などを通じて、法定雇用率を達成する。また、人事課障害者雇用推進チームによる職員や配属先職場の支援を通じて、障害のある職員の定着支援に取り組む、安定した就労の実現を推進していくことで、退職防止、雇用率の向上・維持に努める。